

活動

争議

大正一四、七、下旬宇野造船所より不景氣を理由に職工
 七名を解雇した解雇者は高橋を依頼し大正一五、三、
 八日せいの解雇者は大正一五、三、十日通勤者給料の
 五十日分一分手以上一ヶ月を増す毎に五日分増加。
 負傷者に対する手当、慰籍金等も此旨に
 料の二百日分最低五十日分の支給 定地の留村
 を提す

協議
組合

大正一四、一〇、大島地方評議所臨時本部に金属
 産業協議会を設立し合協議所設置を可決
 し大正一五、三、三十一日加賀